

(仮訳)

主旨：本所の「質量分析迅速検査 自動計算技術クラウドサービス」の海外非専属技術授権案件の申請開始日及び注意事項を公告する。

根拠：「農業部知的財産審議会第4回会議の決議」により処理する。

公告事項：

一、技術内容：

本技術は、質量分析データを、情報技術を活用して処理するクラウドサービスである。化学検査データ（残留農薬検査など）の解析時間を大幅に短縮し、PCを利用することで、手作業での判別にかかる時間を90%以上削減することができる。残留農薬分析を例にとると、410種類の残留農薬について手動で分析された出力データを評価するには、約60分かかる。この技術を利用することで、出力データの分析にかかる時間を1分以内に短縮できる。かつ、出力データを定性的・定量的に分析し、残留農薬基準値と比較し、製品の残留農薬基準値の合否を判断する。現在、卸売市場での競り売り前や収穫前の簡易検査として幅広く使用されている。

二、授権方式：

- (一) 授権対象：資格や条件に関する制限はない。
- (二) 授権地域：我が国管轄外の国家・地域(情報セキュリティを考慮し、香港・マカオ地域、中国大陸及び情報セキュリティで懸念がある国家・地域を除く)。
- (三) 授権料：分析装置一台あたり1年間17万台湾元又は3年間51万台湾元。
- (四) 授権期間：非専属ライセンスで1年間又は3年間。

三、申請方法：

申請する業者は申請書（別添二）及びその関連証明書類、本所研究成果技術移転意向書（別添三）を添付して本所に提出する必要がある。

四、ライセンス付与の内容について何か質問がある場合は、本所の林韶凱・副研究員（04-23302101 内線414）に連絡するようお願いする。

関連情報及び添付資料はいずれも本所のウェブサイトに掲載している。ダウンロードして使用いただきたい。